

その他の土木工事業におけるチェーンソーを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	9~10	庭園管理工事を行っていた。剪定された枝を細くしていた。その際、手元確認を怠り、チェーンソーの刃が枝を持っていた左手に触れ、負傷した。（手袋装着あり）	33	—
2	10~11	地盤整備において樹木伐採をする際に、片手で樹木を押さえてチェーンソーを作動した。樹木からチェーンソーの刃が滑り左手人差し指を切った。	23	—
2	14~15	山中の現場にて、倒木の枝払いをチェーンソーを使用し、作業している時に、チェーンソーがキックバックし、左足に接触し、左下腿挫創、屈筋腱損傷を起こした。	58	10 ～ 29
3	13~14	砂防維持修繕工事において、樹木や下枝の枝落とし等伐採作業中に、伐採した枝をチェーンソーで約90cm程度の長さに切っていたところ、突然刃の回転が止まり、再び回転した際にチェーンソーが被災者側に跳ね上がったため、慌てて左手で払いのけようとして左手の薬指がチェーンソーに触れて受傷した。	69	1 ～ 9
3	11~12	分譲宅地内で植木の伐採作業中、切り倒した植木の枝を切るためチェーンソーをあてると、チェーンソーが跳ね返りを起こし、本人の左足の親指付近にチェーンソーが接触し足が切れた。	43	1 ～ 9
5	11~12	雑木の伐採中に、切り手側の方に木が傾きかけてきたので被災者が押えていたところ、チェーンソーの刃が挟まって抜けなくなり、刃を抜く際に被災者が後方に待避を行ったあと、チェーンソーを抜く作業を行った時に反動でチェーンソーが後方まで大振りになり、左足太もも内側と右足脛にチェーンソーの刃が当たった。	36	10 ～ 29
5	9~10	工事現場内で敷地内の立木の枝の伐採作業中、落した枝をさらに短く切断しようと右手にチェーンソーを持って、左手で枝を押さえて枝を切ろうとした時に誤って	63	10 ～

		チェーンソーを左腕に当ててしまい、左手前腕部を削ってしまう。		29
5	14～ 15	顧客先の緑地にてチェーンソーを使用し樹木伐採作業中に、勢い余ってチェーンソーと左腕が接触し負傷した。	40	1 ～ 9
6	13～ 14	竹林をチェーンソーで切り、ミニユンボで歩経路を作る作業を行っていた。チェーンソーで竹を切っている作業中、被災者は竹が倒れる方向を一定にするため、竹に手を添えて押さえる作業に従事していた。足元がフラットではなく傾斜地となっており、被災者はバランスを崩して足を滑らせ、チェーンソーの方向に倒れてしまい、右脇の下、右腕内側を負傷した。	62	1 ～ 9
6	14～ 15	個人の山を造成工事中、伐採作業を行っていた際にチェーンソーが跳ね返り、左膝に当たり挫創した。	64	10 ～ 29
6	11～ 12	当社施工現場付近の路上で、街路樹の剪定作業中に、チェーンソーを使って伐採した枝を切断していたところ、誤って左手小指から手首にかけて負傷した。	73	1 ～ 9
7	8～9	樹木剪定作業中、チェーンソーを左手で持ち、右手で枝を持って切断し、それを背面方向に振り向き地面に落とし、その後正面に振り向き直した際、右手親指付け根にチェーンソーの刃が接触し負傷した。	54	10 ～ 29
7	9～ 10	工場現場で、天井にアンカー作業をした後、機械を両手で持って脚立から降りる際、誤って脚立から転落してしまい、肋骨骨折と内臓出血の怪我を負った。	46	1 ～ 9
7	16～ 17	被災者は、公園内で同僚と共に除草作業および倒木の枝切り作業を行っていた。枝切り作業を行うときに、小型チェーンソーを右手で操作し、左手で枝を握って切り落としていたところ、チェーンソーがはね返り、左手の親指と中指部分を負傷した。	49	10 ～ 29
7	13～	昼休憩後、チェーンソーの刃を整備・動作確認中に、エンジンの調子を見るためにエンジンをかけたところで横を通りかかった被災者がふと覗き込んだ。その際、被	35	1 ～

	14	災者の胸ポケットから計算機が落ち、咄嗟に拾おうとした被災者の手がチェーンソーの刃に触れて左親指を切った。		9
10	11～ 12	駐車場において、小型チェーンソーを使って剪定した枝の小切り作業を行っていた。枝を切り終え、右手に持っていた小型チェーンソーを引き上げようと動かしたところ、枝を押さえていた左掌に誤って触れてしまい、左掌親指の付根に14針縫う切傷を負った。	44	1 ～ 9
10	10～ 11	支障木伐採のため、チェーンソーで木を切っていたが木が完全に倒れなかったので、再度チェーンソーを木に当てたところ木が突然倒れチェーンソーに当たった。その反動でチェーンソーが左足の甲に当たり負傷した。	19	1 ～ 9
10	9～ 10	上のり面の樹木伐採作業を行っていた。その伐採作業において、伐採した枝がツルに絡まっており、落下する際に絡まっていたツルが作業員に向かって来たため、これを避けようとした際にチェーンソーの刃を誤って右腕に接触させ負傷したものの。	23	1 ～ 9
10	9～ 10	枯換木伐採工事現場で高所作業車に乗り、チェーンソーで枝切り作業中、小枝を切る際チェーンソーの刃が他の枝に接触し、その反動ではね、自分の左腕を切り負傷した。	54	1 ～ 9
11	14～ 15	池の護岸改修工事において、護岸の裏面にある樹木を伐採後、右手でチェーンソーを持ち左手で樹木を持ち切断中に木に付いていたツルが機械に巻き付き、滑って左手の親指に接触して指を切った。	45	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html